

令和5年5月11日

保護者のみなさまへ

板野町教育委員会
板野西小学校

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う学校における今後の感染症対応について
(お知らせとお願い)

保護者のみなさまには、新型コロナウイルス感染症対策について、ご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行され、これまで3年余に及んだ感染症との戦いに一つの節目を迎えることとなりました。

この間、保護者のみなさまにおかれましては、様々な制約の中で、工夫を凝らしながら、感染拡大の防止と学校教育活動への協力にご尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

5類感染症の移行後における学校での感染症対策につきましては、文部科学省・県教育委員会のマニュアルや留意点を参考に、学校教育活動において感染症対策を行い、お子さんが安心して充実した園・学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

保護者のみなさまには、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 基本的な考え方（※下線部分は、4月1日以降の対応に追加したところです。）

- (1) 園児・児童・生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染に不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない園児・児童・生徒もいることなどから、園・学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにします。
- (3) 園児・児童・生徒の間で、マスクの着用による差別・偏見等がないよう適切に指導をします。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等を含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることがないようにします。
- (5) 学校教育活動については、地域や学校において感染が流行している場合は、「感染リスクが比較的高い学習活動（児童生徒が対面形式となるグループワーク・一斉に大きな声で話す活動・グループで行う実験や観察・合唱及びリコーダー等の演奏・共同制作等の表現や鑑賞の活動・グループで行う調理実習・組み合ったり接触したりする活動等）の実施に当たっては、一時的に、「近距離・対面・大声での発声や会話を控える」、「児童生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する」など、感染症対策を講じて行います。

※裏面もあります。

- (6) 中学校の部活動等においても、地域や学校において感染が流行している場合は、(5)の「感染リスクが比較的高い学習活動」と同様に、感染対策を講じて行います。
- (7) 園・学校においては、引き続き、手洗いや咳エチケットの指導を行い、効果的な換気を実施します。
- (8) 給食の場面においては、引き続き、食事前後の手洗いを徹底するとともに、「黙食」は必要ありませんが、会食に当たっては飛沫を飛ばさないように指導します。
地域や園・学校において感染が流行している場合は、「一定の距離を確保する」、「大声での会話を控える」など、感染対策を講じて行います。

2 感染症対応について（※下線部分は、4月1日以降の対応に追加したところです。）

- (1) 家庭内での感染防止対策について、引き続き防止対策の徹底をお願いいたします。
- (2) 毎日の健康観察をしていただき、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状がある場合は登園・登校せず、自宅で休養するとともに、かかりつけ医に相談してください。
なお、園・学校への健康観察表の提出は必要ありません。
- (3) お子さんが新型コロナウイルスに感染した場合は、園・学校にご連絡ください。これまでと同様に、出席停止となります。

3 変更点・留意点について（※下線部分は、変更点です。）

- (1) 園児・児童・生徒が新型コロナウイルスに感染した場合の療養期間（出席停止期間）発症日を0日目として、5日間を出席停止とします。（ただし、症状が軽快後1日を経過していること。）
- (2) 濃厚接触者の取り扱いについて
5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなこととなり、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない人については、直ちに出席停止の対象としません。
ただし、同居家族に高齢者や基礎疾患がある人がいるなどの事情がある場合は、学校にご相談ください。
- (3) 出席停止の措置及び臨時休業の判断について（これまでと同様）
園・学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止等とするともに、同一の学級において複数の園児・児童・生徒等が感染した場合、かつ、学級内で広がっている可能性が高い場合は、学級閉鎖を実施します。学年閉鎖や園・学校全体の臨時休業も同様の判断基準で実施します。